

玄海町健康増進計画等策定支援業務委託プロポーザル審査基準表

評価項目の1. 進行管理 2. アンケート調査、分析についての提案 3. 計画策定についての提案 4. 実施体制を「技術評価」とし、見積価格を「価格評価」とする。

評価項目	配点	採点基準（評価点の範囲）				
		大いに評価できる	評価できる	普通	やや不十分	
技術評価	1. 進行管理 ①進行管理、作業工程が具体的に設定され、実現性・妥当性のある提案となっているか。	8	8	6	4	2
	2. アンケート調査、分析についての提案 ①国や県の動向に加え、現計画も踏まえ、本町の特徴をとらえた効果的な調査項目が設定できる提案となっているか。 ②各施策・事業の目標設定を行うための考え方、その他地域の特性を考慮した、調査・分析手法の提案となっているか。 ③地域の問題や課題を把握・分析するための独自の工夫・提案があるか。	25	25	18.8	12.5	6.3
	3. 計画策定についての提案 ①住民アンケート調査結果等を計画策定にどのように活用するのか、効果的な手法等についての提案があるか。 ②健康増進法などの法令や国の最新の動向にもとづく提案となっているか。 ③本町の実情や特性、現計画や施策等を踏まえた提案がされているか。 ④計画策定に関して独自の工夫があるか。	25	25	18.8	12.5	6.3
	4. 実施体制 ①同種・類似の行政計画にかかる調査や計画策定の業務実績を有しているか。 ②専門的職員（研究員等）を配置するなど、業務遂行のための人員配置予定は適切か。 ③国の政策動向や先進事例を的確に把握し、反映できる体制になっているか。 ④町と協議を行い、迅速かつ柔軟に対応できる体制となっているか。 ⑤計画策定担当者は、十分な経験や実績、業務に必要な知識及び知見を有しているか。 ⑥法令や国の動向、他自治体の事例などの情報提供など、会議運営を円滑にサポートすることが出来るか。	22	22	16.5	11	5.5
技術評価点		80				
価格評価	5. 価格評価点 見積価格（令和4年度+令和5年度）	20	価格点＝（上限額－提案見積額）／（上限額－提案最安値見積額）×配点（20点） ※少数第3以下四捨五入			
総合評価点合計		100				